

おわりに

これまで、いくつかの消費者トラブルの例と対処法を紹介してきました。

悪質な事業者の手口はますます巧妙化しています。どんなに気をつけていても、トラブルに巻き込まれる危険性はゼロではありません。「自分は絶対大丈夫。」と過信しないで、「必ずもうかる」などの甘い誘惑には十分注意しましょう。

大切なのは、トラブルに巻き込まれそうになった時、どのように対応できるかということです。そのためには、よくあるトラブルについて知識を持ち、対処法を身につけておく必要があります。

そして、もし万が一、あなたやあなたの身近な人が契約トラブルなどにあったときは、迷わず消費生活相談窓口にご相談してください。アドバイスなどが得られ、問題解決に向けての一步となるでしょう。また、あなたの相談が、あなただけでなく他の多くの人をトラブルから救うことになるかもしれません。

次々と新しい商品が登場し、魅力的なCMが購買意欲をそそります。しかし、「新製品が発売されたから」「みんなが持っているから」と次々に買ってはきりがありません。

便利さや甘い誘惑に惑わされることなく、自分にとって「欲しいもの」と「必要なもの」を見極め、将来の生活設計を考えながら、収入と支出のバランスのとれた消費生活を送るようにしましょう。

「はじめに」でふれたように、「自分で情報を集めて考えて選ぶ」ということがとても重要です。多くの情報からより良い判断ができるよう消費者としてのセンスを磨いていきましょう。

気をつけよう!

日常に潜む落とし穴

～消費者トラブルに巻き込まれないために～

滋賀県総合政策部県民活動生活課

大津市京町四丁目1-1

TEL.077-528-3412

平成24年3月発行

消費生活で困ったときの相談窓口



携帯電話
QRコード



携帯電話に保存または切り取って財布等に保管しておくといざという時役立ちます。

消費生活相談窓口



滋賀県イメージキャラクター
キャップイー

滋賀県消費生活センター

TEL.0749-23-0999

相談時間 平日・土日 9時15分～16時
〒522-0071 彦根市元町4-1

消費者ホットライン TEL.0570-064-370

ゼロ・コー・ナナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを!

お住まいの市または県消費生活センターにつながります。

法律相談窓口

滋賀弁護士会 TEL.077-522-2013

<http://www.shigaben.or.jp/>

滋賀県司法書士会 TEL.077-525-1093

<http://www.sigakai.com/>

消費生活相談窓口

滋賀県消費生活センター

TEL.0749-23-0999

相談時間 平日・土日 9時15分～16時
〒522-0071 彦根市元町4-1



消費者ホットライン TEL.0570-064-370

ゼロ・コー・ナナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを!

お住まいの市または県消費生活センターにつながります。